

行田市個人情報保護条例の一部を 改正する条例など30議案を可決・承認・同意



議場風景（6月定例会）

6月定例会には、市長提出議案30件が提出され、すべて原案のとおり可決・承認・同意しました。

また、議員提出議案1件が提出され、可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

○行田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

（原案可決）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）が改正され、条例に基づく独自利用事務についても、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携が可能となったことに伴い、所要の改正を行うものである。

○行田市税条例の一部を改正する条例

（原案可決）

法令の一部改正に伴う改正点は、①保育の受け皿整備の促進のための措置、②市民緑地の認定制度の創設に伴う課税標準の特例措置、③配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに伴う用語の整備を行うため、所要の改正を行うものである。

○行田市斎場条例の一部を改正する条例

（原案可決）

行田市斎場の総合的な管理業務の実践や火葬技術職員体制の充実を図ることを目的に、平成30年4月から指定管理者制度を導入するため、条例の

改正を行うものである。

〔主な質疑〕

問 指定管理者制度を導入する最大の理由は何か。

答 火葬炉の安全かつ確実な運転の確保、拡充した施設の運営に対応できる管理体制の一層の充実、火葬に精通した火葬技術職員及び火葬に必要な資格を有した職員の確保について総合的に検討した結果、民間の力を活用することが最適であるとの結論に至ったため、指定管理者制度を導入するものである。

○行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

（原案可決）

保育所等の保育料について、国では平成29年度から市町村民税非課税世帯では第2子未満相当世帯では減額することとした。そのため、条例の一部を改正するものである。

○行田市公共下水道緑町ポンプ場建設工事委託に関する協定について

（原案可決）

本事業は、下水道事業の促

進を図り、生活環境の改善に寄与することを目的に、供用中のポンプ場内における機械・電気設備の更新工事を日本下水道事業団に委託することとし、協定を締結するものである。

補正予算
補正総額
1億827万円余り

○平成29年度行田市一般会計補正予算

（原案可決）

緊急な対応が必要となる事業について所要の措置を講じるもので、歳入歳出それぞれ1億827万7千円を追加し、予算総額を253億1827万7千円とするものである。

歳出の主な内容として、総務費の行政企画費では、日本遺産魅力発信推進事業の実施主体として、新たに発足した「行田市日本遺産推進協議会」に対し、補助金を交付するとともに、当面必要となる事業資金の貸付けを行うもの。

民生費の児童福祉一般管理費では、市内学校法人に対する保育施設整備費補助金に不足が見込まれるための追加措置。